

議案第40号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。	(1) 鳥取県税条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	鳥取県税条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生	県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

		徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て			その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。		一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				
17 鳥取県子ども未来	未来を担う子どもの健やかな成長に資	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成する	17 鳥取県子ども未来	未来を担う子どもの健やかな成長に資	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成する

	基金	する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	める額	上して当該基金に積立て	ために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
18 鳥取	本県の雇用	一般会計	一般会計	当該基金	<p>基金</p> <p>する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。</p> <p>める額</p> <p>上して当該基金に積立て</p> <p>ために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費</p>

<u>18</u>	略			
<u>19</u>	略			
<u>20</u>	略			
<u>21</u>	略			
<u>22</u>	略			
<u>23</u>	略			

県ふるさと雇用再生特別基金	失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	歳入歳出予算に定める額	歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
<u>19</u>	略			
<u>20</u>	略			
<u>21</u>	略			
<u>22</u>	略			
<u>23</u>	略			
<u>24</u>	略			

<u>24</u> 略					<u>25</u> 略				
<u>25</u> 略					<u>26</u> 略				
<u>26</u> 略					<u>27</u> 略				
<u>27</u> 略					<u>28</u> 略				
<u>28</u> 略					<u>29</u> 略				
<u>29</u> 鳥取 県授業 料減免 ・奨学 金等基 金	次に掲げる 事業を行うこ とにより就学 等に要する費 用を負担する 者の経済的負 担の軽減を図 ること。 (1) 経済的 理由により 就学が困難 な高等学校 の生徒の授 業料等の減 免及び高等 学校等の生 徒に対する 奨学金の貸	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	<u>30</u> 鳥取 県授業 料減免 ・奨学 金等基 金	次に掲げる 事業を行うこ とにより就学 等に要する費 用を負担する 者の経済的負 担の軽減を図 ること。 (1) 経済的 理由により 就学が困難 な高等学校 の生徒の授 業料等の減 免及び高等 学校等の生 徒に対する 奨学金の貸	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

34 略

35 略

36 略

37 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。